

**建築物の解体・改修等における
石綿ばく露防止対策等検討会
工作物に関するワーキンググループ
報告書**

令和2年4月13日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

工作物 WG とりまとめ

1 事前調査について

1) 事前調査の対象について

- ・工作物についても、建築物同様に、石綿飛散防止（建材等の切断等・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業として、以下の（1）～（3）の考え方により整理することとする。

（1）対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、電球など）であって、手作業や電動ドライバー等で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットのような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業などのそれらの切断等・除去・取り外し時に周囲の材料（石綿を含有する可能性のあるもの）を損傷させるおそれのない作業

（2）対象物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業

　例）通常の釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）作業など

（3）現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

　例）既存塗装の上に新たに塗装を塗る作業など

　※封じ込め、囲い込みに係る作業は含まれない

- ・その用途、仕様、過去の調査結果から、石綿が含まれていないことが明らかなる工作物については、当該工作物の解体・改修作業は、事前調査を要しない作業と整理し、当該工作物の具体例は今後整理する。

- ・建築物のうち、平成 18 年 9 月に石綿の製造使用等が禁止された以降に着工されたものについては、石綿が使用されていないことが明らかであることから、事前調査は着工年月日を設計図書等で確認することで足りることとしている。工作物についても、平成 18 年 9 月に石綿の製造使用等が禁止された以降に着工されたものについては同様に石綿が使用されていないことが明らかであることから、事前調査は着工年月日を確認することで足りることとする。

2) 過去に行われた調査の活用

- ・解体・改修作業に係る事前調査を行う日よりも前に、当該作業に係る部位等について、過去に行った定期検査に向けた修理・修繕等（以下、「定期修理等」という）の記録などすでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する調査（書面等による調査及び現地調査）が行われている工作物については、当該調査の記録を確認することで事前調査に替えられるものと整理する。

3) 事前調査者の資格要件について

- ・工作物の事前調査については、その適切な実施を確保するため、建築物に係る事前調査と同様に、調査を行う者に対して一定の知識等を付与する仕組みが必要と考えられる。
- ・ただし、その知識等を付与するための仕組みや、付与すべき知識の内容等については、引き続き検討を進めることとする。
- ・また、今後の検討にあたっては、
 - a 建築物に関する事前調査に必要な知識等と共通する内容の有無
 - b 工作物について、多種多様なものがある中で、必要な知識等に共通点の多いものをグループ化して取り扱うことの可否等に留意すること、また、環境省、国土交通省等との連携が必要である。

2 簡易届出制度の対象について

1) 届出対象とする作業の範囲

- ・工作物については、様々な種類のものが存在し、一律に石綿含有材料を使用している可能性が高い建築物と異なり、石綿含有材料が使用されている可能性の高い工作物が一部に特定されるといえることから、工作物に係る簡易届出の対象については、石綿が使用されている可能性の高い工作物に係る解体・改修工事に特定する。
- ・具体的な簡易届出の対象とする工作物については、以下のとおり整理することとする。
 - ・反応槽
 - ・加熱炉
 - ・ボイラー、圧力容器
 - ・配管設備
 - ・焼却設備

- ・煙突
 - ・タンク等の貯蔵設備（穀物貯蔵設備は除く）
 - ・発電設備（新エネルギー発電設備及び水力発電設備を除く）
 - ・変電設備
 - ・配電設備
 - ・送電設備（ケーブル含む）
 - ・トンネルの天井板
 - ・遮音壁
 - ・軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家
 - ・地下駅（壁・天井板に限る）
-
- ・また、届出対象とする工事規模については、解体工事であっても、工作物は床面積では工事規模を特定できないことから、解体・改修工事ともに、建築物の改修工事と同規模である請負金額 100 万円以上の工事とする。
 - ・建築物と同様に、解体・改修工事を、同一の事業者が 2 以上の契約に分割して請け負う場合は、これを 1 の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
 - ・また、同一工事の仕事を複数の事業者が請け負っている場合は、元請事業者に提出させることとする。

2) 平成 18 年 9 月 1 日以降に着工された工作物の取扱い

- ・工作物については、建築物とは異なり、一定の期間ごとに定期修理等が行われているものがあるが、簡易届出の対象と整理した工作物であっても、平成 18 年 9 月に石綿の製造使用等が禁止された以降に着工されたものについては、石綿が使用されていないことが明らかである。このため、数年に一度の定期修理等の度に建造年月日の届出を求めるのは、合理的とはいえない。
- ・このため、平成 18 年 9 月以降に着工された工作物については、制度改正後の初回の届出時にその着工年月日の届出を求め、その後は届出不要とする。

3 発注者による配慮

- ・作業状況の記録の保存について、製造プラント等の施設については、工事を請け負う事業者が写真等を撮影することについて、発注者（施設の所有者）の許可が必要な場合があるとの実態を踏まえ、解体・改修作業の発注者は当該作業を行う事業者が適切に写真等による記録の作成を行うことができるよう配慮するものとする。
- ・また、解体・改修作業の発注者は、当該作業を行う事業者が事前調査を適切に行うことができるよう、当該作業に係る工作物の設計図書や過去に行った石綿の有無に係る調査結果等の記録等の提供についても配慮するものとする。